

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和2年1月31日(金) 開会 午後 3時15分 閉会 午後 4時50分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 能田 義弘 8番委員 西 一 9番委員 久米 裕純 10番委員 川人 泰博 11番委員 佐々木永薫 12番委員 森 政雄 13番委員 品山 昌美 14番委員 植田美恵子 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 朝田 三郎 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 大平 雅義 4番委員 岸野 重幸 9番委員 増井 孝重 12番委員 板東美佐緒 16番委員 浦川 昌夫</p>
5 欠席者	2番委員 橋 榮一
6 欠員	なし
7 議事	<p>議案</p> <p>(1) 農政関係議案 第1号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について</p> <p>(2) 農地関係議案 付議案件</p> <p>第2号議案 保留案件の審議について(5条許可) 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について(法5条) 第6号議案 非農地通知の審議について</p>

- 第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について
第8号議案 農用地利用集積計画の承認について

報告事項

(1) 農地関係報告事項

1. 農地法第3条の3第1項第1号の規定に基づく届出について
2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地利用配分計画の認可について
4. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
6. 農地法第18条第6項の処理について
7. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について
8. 農地であることの証明について
9. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
10. 転用許可の取消について（3条許可）
11. 転用届出の取消について（5条届出）

(2) 農政関係報告事項

1. 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に向けた取組状況について

令和 2年 1月 徳島市農業委員会総会 議事録

(開会 午後3時15分)

議長 ただいまから令和2年1月徳島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会は、農業委員 19名のうち過半を超える18名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、2番・橋 榮一委員です。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、5番・大貝 美治委員、14番・植田 美恵子委員にお願いします。
それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。
第1号議案の農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について事務局に説明を求めます。

事務局 第1号議案の農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について御説明します。
既に御承知おきのこととは存じますが、昨年の10月に農業委員会会長等が農地転用に絡んだ収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生しました。
このことを踏まえて、11月28日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会では【農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ】が決議され、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくということが確認されたところです。
この度、この決議を受けまして、各農業委員会においても総会で法令遵守の決議を実施するよう、県農業会議から要請があったところでございます。
本農業委員会でも、行政委員会として法令順守による公正・公平な職務遂行、特に農地制度の適正執行に努めることを改めて、決議という形で採択したいと考えております。
それでは、【農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)】を読み上げて、採択をお願いしたいと思います。

<決議(案)を読み上げ>

以上でございます。

議長 ただいま事務局より説明のありました【農業委員会の委員等の法令遵守の申し合わせ決議(案)】について、協議いたします。
この決議案に、御意見などはございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案についてはこれを了承し、決議することといたします。続いて、農地関係議案の審議となります。
では、第2号議案、保留の案件となりました農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、保留案件の審議について御説明します。議案書1ページを御覧ください。1番は、所有権を移転し、露天貸資材置場に転用するものです。この案件は、12月の総会開催の時点では、事業計画が不十分であり、添付資料の不備もあったため、保留となっていました。事業計画もまとまり、添付書類も提出されました。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業を営んでおり、砂利等の製造販売を営んでいる業者から、資材置場として利用できる土地を貸してほしいとの申し入れがあり、この度の申請地を選定し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、12月9日に勝占地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側3名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

第2号議案は、以上1件で、田のみ1,672㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場1,672㎡です。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 先月9日の午後3時より、1番案件で地区審査を実施したので報告します。参加者は、野口委員、大平推進委員、岸野推進委員と私の委員4名、転用者側3名、事務局2名の9名です。申請対象の農地は、とくしま動物園から東へ約650mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請について、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天貸資材置場に転用しようとするものです。排水についても、素掘りの水路を設け、雨水を排水するため、問題は見受けられず、排水同意書及び上申書の提出もあるようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、勝占地区の委員は、一致して、許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の保留案件の農地法第5条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については本案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、森 政雄委員が退席いたします。また、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまゝ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人は新規就農者で、今回の許可申請により耕作面積を50a取得し、対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人は1番案件と同じで、今回の許可申請により耕作面積を50a取得し、対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。

1～2番案件は、譲受人が同一で新規就農ということで、地元の委員さん4名、譲受人1名、事務局2名の計7名で新規就農面談を行いました。

3番は、譲渡人から譲受人へ、贈与により、農地1筆の持分が移転されるものです。譲受人の耕作面積は、許可後も変わらず224aに至り、譲受人は対象地において、青ねぎの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後45aに至り、譲受人は対象地において、水稻や、かぶらの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地3筆に使用貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず70aに至り、譲受人は対象地において、枝豆やカリフラワーの栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地6筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、131aに至り、譲受人は対象地において、すだちや野菜の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、110aに至り、譲受人は対象地において、水稻と果樹及び花卉の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後112aに至り、譲受人は対象地において、水稻と果樹及び、花卉の栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上8件で、対象地は、田4, 876㎡、畑8, 079.91㎡、計12, 955.91㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思っております。

それでは、1～2番案件の新規就農面談に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月17日の午前10時から1～2番の案件で新規就農面談を実施したので報告します。参加者は、野口委員さんと岸野推進委員さん、大平推進委員さんと私の委員4名と、譲受人側1名、事務局2名の7名です。

譲受人は、この度申請地で、すだちを主とする果樹の栽培を始めることを計画して

おります。譲受人は、現在、調剤薬局を経営しており、その傍ら、すだちの栽培を行い、少量ではありますが、贈答用として市場でも販売をしているそうです。本格的に、農業を始めようと思ったきっかけは、近年、農家の高齢化に伴う後継者不足により荒廃農地が増えていることを危惧したものであります。

申請地を選んだ理由は、以前からの知り合いである譲受人から、体調不良により農業廃止する旨の相談があり、果樹栽培の経験もあることから、農地5筆を譲り受ける話がまとまったとのことです。

農地の状況から、このまま改良もせず、すだちの栽培をするのではなく、盛土等の農地改良をする必要があるのではないかとの見解を持ちました。

すだちに関しては、果樹の中でも実を付けるまでは栽培が比較的易しいことから、譲受人は、会社の社員とも協力して営農していくとのことで、農業労働力は十分確保できております。また、トラクターなどの農機具の保有状況にも問題はありません。

結論として、今回の3条許可については、一部農地改良が必要な農地が含まれているものの、就農計画等に問題はなく、勝占地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

 それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

 第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

 では、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っています。

 1番は、譲受人が所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。一般基準について、譲受人は、土木工事の請負を主として営んでおり、工事受注の増加に伴い、保管する資材量も増えてきました。現在利用している資材置場は申請地の隣接にあり、敷地を拡張して利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、一部の現地はすでに転用行為が行われており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。また、甲種農地であるため、今月の21日に勝占地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

 2番は、譲受人が使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準につ

いて、譲受人は、現在、夫婦と子供2人の4人世帯で、妻の両親の住居を間借りして生活していますが、手狭になってきました。義理の父親が所有する申請地に、住居を構え、農作業を手伝うのにも都合が良いと考え、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3～4番は、譲渡人が同一であり、類似した計画であるため合わせて説明します。3～4番は、ともに譲受人が賃貸借権の設定を受けて、重機置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、3番の譲受人は、土木建築業を営んでおり、4番の譲受人は、建築機械の販売やリース業を主に営んでいます。それぞれが事業所から遠方に資材置場を保有しており、より近くに資材置場があれば利便性が向上するため、主となる資材置場を移転することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、一部の現地は、既に転用行為が行われており、この度の申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

5番は、譲受人が所有権を移転し、漁家住宅及び漁業用倉庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、漁業協同組合員として、漁業に従事しており、現在は、魚場や倉庫から遠方に居住しているため、利便性が高い沖洲地区で住宅と倉庫を構えることを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、今後耕作の見込みがない申請地を有効利用すること計画し、申請に至ったもので、発電設備の概要は、ソーラーパネル900枚、出力250kW規模のもので、事業費総額4,500万円、全額を自己資金とする証明書等の提出が有り、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地の造成を進めていたため、事前着手を反省する旨の始末書の提出があります。加えて、太陽光発電施設で転用面積が1,500㎡を越えて大規模であるため、今月の23日に入田地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

7～8番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。7～8番は、譲受人が使用貸借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、化製事業と言われる家畜の死体等を処理する業務を営んでおり、多数の車両を保有しています。現在は、法人名義の所有地や賃借した土地等、各所で保管していますが、事業所から近い申請地にて、一括して保管するため、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の22日に不動地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

9番は、譲受人が所有権を移転し、露天駐車場及び露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一

般基準について、譲受人は、申請地の隣接地に居住していますが、自宅用の駐車場が不足していました。また、近隣に賃貸マンションが建ちましたが、そちらの居住予定者からも要望があり、近隣住民への貸駐車場も含めて利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

10番は、譲受人が所有権を移転し、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、現在は賃貸マンションで生活していますが、子供の成長とともに手狭になってきたため、実家の前で父親が所有する申請地に、新居を構えることを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

11番は、譲受人が所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、外構工事・造園工事を営んでおり、現在の資材置場が満杯状態であり、支障をきたしています。事務所の近くで見つけた、土地所有者との話もまとまり、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の22日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

12～13番は、申請者が同一であるため合わせて説明します。12～13番は、譲受人が使用貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準については、譲受人は、以前から営農型太陽光発電施設で許可を受けていましたが、この度、永久転用に切り替えるため、申請に至ったもので、発電設備の概要は、12番がソーラーパネル704枚、出力160kW、13番がソーラーパネル141枚、出力34,545kWの規模です。営農型太陽光発電施設の現況をそのまま引き継ぐ形であり、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、12番に関しましては、太陽光発電施設で転用面積が1,500㎡を越えて大規模であるため、今月の22日に国府地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

14番は、譲受人が使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、現在はアパート住まいですが、子供の成長とともに手狭となってきたため、実家の隣接地に新居を構え、両親の面倒を見ながら生活しようと考え、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

15番は、譲受人が所有権を移転し、露天貸資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、相続で取得したものの管理すらできずに困っている申請地を土地所有者から買い受け、付近で資材置場を探している土木建築業を営んでいる知人に、貸し出すことを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

16～17番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。16～17番は、譲受人が所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、譲受人は、土木建築業を営んでおり、現在利用中の資材置場が手狭になってきており、新たな資材置場を探していました。事業所からも近く、利便性も高い申請地を造成して利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の22日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

18番は、譲受人が所有権を移転し、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、公共投資の対象となる第1種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、農地を分断する恐れはありません。一般基準について、譲受人は、現在借家住まいですが、子供の成長を見込み、今後の日常生活に支障をきたすおそれがあるため、祖母が所有する申請地に、夫と共に住宅を新築することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第4号議案は以上18件で、田が7,955.04㎡、畑が9,828.32㎡、計17,783.36㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地 2,129㎡、駐車場・資材置場 10,723.36㎡、その他施設用地 4,931㎡です。以上、御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月21日の午前10時より、1番案件で地区審査を実施したので、報告します。参加者は、大平推進委員、岸野推進委員と私の委員3名、転用者側1名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、方上小学校から東へ約700mに位置しており、甲種農地に区分されるとのことです。

今回の申請について、土地の所有者から譲受人へ所有権を移転して露天資材置場に転用しようとするものです。排水についても、雨水のみで問題は見受けられず、地元の土地改良区意見書及び排水同意に関する同意書も提出されているようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、勝占地区の委員は、許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして、6番案件の地区審査に参加していただいた、入田地区の森委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

森委員 今月23日の午後1時半より板東推進委員、事務局2名、転用者側社員1名と私の計5名が参加して、太陽光発電施設設置のための転用の是非についての地区審査を実施しました。本案件は、梁瀬橋の南西の河川敷にある2種農地を太陽光発電施設に転用するものであります。

入田地区では、生活様式の変化により主要産物である植木がそのまま放置され、耕

作放棄地になり、問題となっております。本件土地は、数年間休耕地として放置され、後継者はいるのですが、夫婦共働きで農業を継ぐ意思が無く、後継者に迷惑をかけない気持ちから売却に至った訳でございます。譲受人は、入田町で造園業を営んでおりますが、国の再生可能エネルギー利用政策により太陽光発電を事業の柱とするよう事業方針を転換し、緑化株式会社として太陽光発電事業に参画しております。

今回の許可条件として、農振法の除外申請、水利組合の排水同意、資金についての残高証明、またパネル反射による周辺農地への影響も全く無いことから、農地法上の問題はクリアしております。近隣農地に対する雑草の繁茂が心配されますが、碎石を敷き、対策を講じ、周囲にはフェンスを設置して、鹿等の進入を防ぐ計画となっております。現況についてですが、現地は既に整地され、事前着工となっていたことから、今後は農地法の規定を遵守する旨の始末書の提出するよう指導しました。

問題点を整理しますと、1つには、遊水地帯に属しており、大雨が降ると、越水することが十分想定され、太陽光設備の漏電が心配されます。2つ目としては、フェンス高が1.5mなので、鹿が容易に飛び越えることができます。最大の問題は、農地の土壌汚染措置のための耐用年数経過後の太陽光パネルを廃棄する費用が入っていない点です。このように問題は山積しておりますが、入田地区の委員としましては、転用許可基準を全て満たしていることから、各問題点を改善することを期待しまして、許可やむを得ないとの心証を持ちました。報告は以上です。

議長 ありがとうございました。続きまして、7～8番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月22日の午前10時より、7～8番案件の地区審査を実施したので報告します。参加者は、私と増井推進委員、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、不動小学校から北へ約350mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で使用貸借権を設定し、露天駐車場に転用しようとするものです。造成については、現況から40cm程度、再生碎石により高さを上げ、出入りのためのスロープを設け、さらに敷砂利を10cm程度、敷き詰める計画です。排水については、雨水のみであり、地元の土地改良区から意見書及び排水同意書も提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されており、不動地区の委員は、一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。

議長 ありがとうございました。続きまして、11～12番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月22日の午後2時半から11～12番案件の地区審査を実施したので報告します。11番案件の参加者は、私と浦川推進委員、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、県立国府支援学校から南東へ約500mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天資材置場に転用しようとするものです。排水については、雨水のみで、道路と水路に囲まれた立地であり、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書も提出されているようです。

次に12番案件ですが、参加者は、私と浦川推進委員、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、県立国府支援学校から東へ約350mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で使用貸借権を設定して、太陽光発電施設に転用しようとするものです。以前から営農型太陽光発電施設の一時転用であったものを、永久転用に切り替えて申請されたようです。排水については、雨水のみで、地元の土地改良区との協議もまとまっているようです。

今回の2件の転用許可申請について、どちらも農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、国府地区の委員は、許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして、16～17番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月22日の午後1時半より、16～17番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と野口推進委員、転用者側2名、事務局2名の6名です。

申請対象の農地は、JA徳島市南井上支所から南東へ約850mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天貸資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今月に公告されたばかりのことです。排水については、雨水のみで、地元の水利組合との協議も整っているとのことです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、南井上地区の委員は、許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1～6番案件と、9番～18番案件を議案書のとおり許可すること、7～8番の案件につきましては、許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については1～6番案件と、9～18番案件を議案書のとおり許可すること、7～8番の案件につきましては、許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第5号議案、農地転用の事業計画変更申請についての審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議について御説明します。議案書7ページを御覧ください。

1番は、平成29年2月1日付けで許可を受けていたものです。当初の転用目的はコーヒー豆を対象とした【ビニールハウス設置、駐車場及び栽培用資材置場】でしたが、近年の気候の変化や状況を含め考慮したところ、経営見込みが困難であると判断

し、転用目的を【太陽光発電施設及び露天貸資材置場】に変更するため、事業計画を練り直し、申請されたものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準についてですが、まず太陽光発電施設の計画ですが、全体面積の内1,301㎡を利用して、ソーラーパネル288枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,398万6千円、全額を自己資金とする証明書の提出が有ります。次に、申請地の残りの969㎡を利用し、露天貸資材置場として利用する計画です。譲受人の父親が経営する会社が重機や資材を保有しており、元々利用していた保管場所は、太陽光発電施設を設置したため、十分な利用が困難になりました。それに伴い、それぞれの現場に所有重機が分散して保管されています。今回の申請地は、自宅からも近く、所有重機を一括して保管及び管理でき、利便性が高くなります。それぞれの計画については、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。第5号議案は、以上1件で、田のみ2,270㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場969㎡、その他施設用地1,301㎡です。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。
第5号議案の農地転用の事業計画変更申請については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。第6号議案、非農地通知の審議について、を開始します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。今月の案件は、今年度を実施した農地パトロールの対象地になります。
1番の対象地は、とくしま動物園から東に約400mに位置しており、去年の10月2日に、地元の委員さんと事務局とで現地確認しております。現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地は困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われまます。
2番の対象地は、徳島市方上小学校から西に約700mに位置しており、1番と同じく昨年の10月2日に、地元の委員さんと事務局とで現地確認しております。現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂しており、農業用機械による耕起・整地は困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生の恐れは小さいと思われまます。
第6号議案は以上2件で地目は田938㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、

他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の非農地通知の審議については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり非農地とすることに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についての審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書9ページからを御覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。4番は、対象地の一部が公衆用道路として利用されておりますが、そのほかの対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第7号議案は以上4件で、税務署に報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、その他●●●㎡、計●●●㎡となります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条第1項に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽 俊文委員が退席いたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第8号議案の農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書11ページをお開きください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3

項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

今月は新規設定が5件、再設定が7件で合計12件となっており、そのうち、賃貸借権が9件、使用貸借権が3件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番が多家良地区で2筆・1件、2番が勝占地区で1筆・1件、3番が入田地区で6筆・1件、4～7番が川内地区で14筆・4件、8～9番が国府地区で4筆・2件、10～11番が南井上地区で2筆・2件、12番が北井上地区で2筆・1件、となっております。

利用権設定については以上で、田19筆19,483㎡、畑12筆8,684㎡の合計31筆、28,167㎡となります。

第8号議案の説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

森委員 3番の10a当たりの賃料は米60kgとありますが、米30kgです。

事務局 確認し、修正します。

議長 その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。

議案書13ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。14ページに渡り11件受理しました。

15ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

16ページを御覧ください。3番は、農用地利用配分計画の認可の報告についてです。1件報告しました。

17ページを御覧ください。4番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。4件受理しました。

18ページを御覧ください。5番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。21ページに渡り13件受理しました。

22ページを御覧ください。6番は、農地法第18条第6項の処理についてです。3件受理しました。

23ページを御覧ください。7番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による

届出についてです。1件受理しました。

24ページを御覧下さい。8番は、農地であること証明についてです。4件証明しました。

25ページを御覧下さい。9番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

26ページを御覧下さい。10番は、許可申請（3条許可）の取消についてです。2件取消しました。

27ページを御覧下さい。11番は、転用届出（5条届出）の取消についてです。2件取消しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
御発言がないようなので、次の農政関係の報告事項へ進めたいと思います。

事務局 説明

議長 今御説明いただきました報告に何か御意見等はございませんか。
ございませんか。よろしいですか。先程もございましたように改選の時期に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員は農業者の代表でございますし、農家の代表でございます。そのことを自覚しよろしくお願ひしたいと思ひます。また国県の方からできるだけ多くの女性委員さんの就任をお願ひいたしたいという話もございませぬ。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、以上をもちまして、令和2年1月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。
次回は2月26日（水）の開催予定となっておりますのでよろしくお願ひします。
（午後4時50分）